

平成23年(行ウ)第17号、第18号

第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原 告 前 川 盛 治 外274名

被 告 沖 縄 県 知 事 外1名

被告準備書面(24)

平成25年4月25日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士

宮 里 啓

和
雅
仁
裕

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士

宮 崎 政

久
幸
太

同訴訟復代理人弁護士

伊 東 幸

太
仁

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士

兼 島 雅

島
仁

同訴訟復代理人弁護士

山 下 裕

平
裕

(原告準備書面(27)に対する認否・反論)

1 原告準備書面(27)1について

被告らの主張している内容については認める。

2 同2について

(1) 同(1)について

原告準備書面(3)に対する反論は、被告沖縄県知事の被告準備書面(4)
記載のとおりである。

(2) 同(2)について

原告準備書面(6)に対する反論は、被告沖縄県知事の被告準備書面(7)

記載のとおりである。

事業者は、海草藻類の被度について、埋立地の存在による影響が想定されない対照区や、工事着手前からの傾向を踏まえ、評価・分析しており、「根拠なく」主張しているとの原告の主張は当たらない。

3 同3について

争う。

被告準備書面(4)及び同(7)記載のとおり、本件埋立工事による影響は認められない。

4 同4について

争う。

事業者は、海草藻類の被度について、埋立地の存在による影響が想定されない対照区や、工事着手前からの傾向を踏まえ、評価・分析しており、根拠がないとの批判は当たらない。

5 同5について

争う。

事業者は、工事の環境への影響について、専門家等の指導・助言を得ながらその把握に努め、環境に変化が生じていることが確認された場合には、原因究明・対策検討を行う、対応策を実施している。かかる事業者の対応が、公有水面埋立法に違背するとの主張は当たらない。

以上